

令和8年度

使用者募集案内



**秋田市平和公園
合葬墓（がつそうぼ）**

**募集
期間**

**令和8年8月10日（月）から
令和8年8月24日（月）まで**

応募者多数の場合は、抽せんにより使用者を決定します。
（先着順ではありません。募集期間内にお申し込みください。）

令和8年8月

平和公園合葬墓の所在地、交通手段および案内図など

- 【所在地】 秋田市泉字五庵山 1 3 7 番地 5
- 【交通手段】 車 市役所から約 2.5 km 約 10 分
秋田駅から約 4 km 約 15 分
- バス 秋田駅西口から神田旭野線または添川線乗車
天徳寺前バス停下車 約 11 分
天徳寺前バス停から平和公園入口まで徒歩約 3 分

【案内図】



【その他】

公園施設として、駐車場、管理人室、休憩所、水場等の施設あり

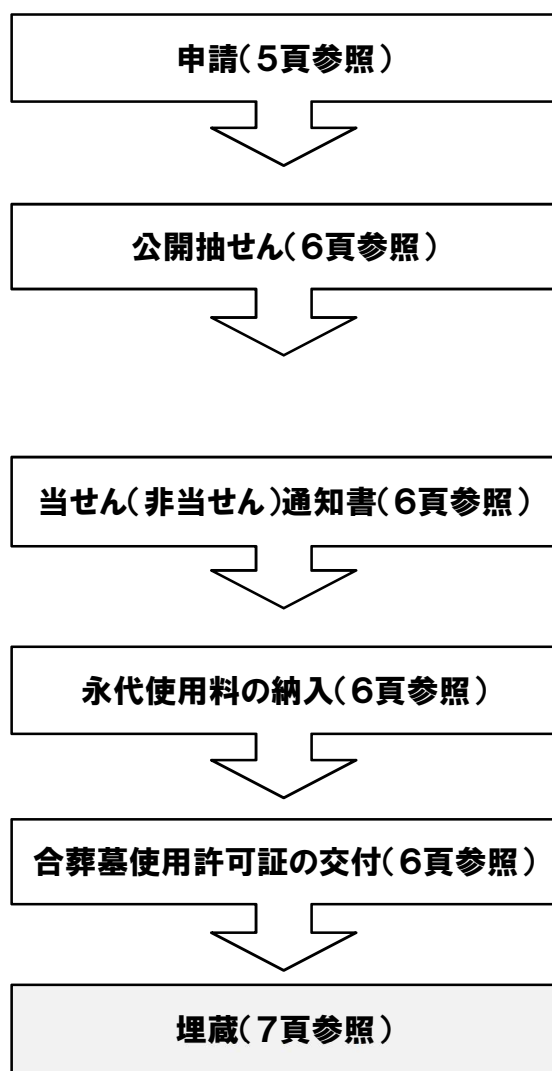
募集体数および永代使用料

募集体数および永代使用料は次のとおりです。

募 集 体 数	50体 (埋蔵申請：20体、改葬申請：30体)
永代使用料	焼骨1体につき17,000円

※年間の管理手数料はかかりません。

申請から埋蔵までの流れ



○8月10日(月)～8月24日(月)

※受付後に合葬墓受理票兼公開抽せん通知書を交付します。

○8月28日(金)

○会場：秋田市役所 正庁(5階)

※応募体数が募集体数を超えないときは公開抽せんを行いません。

○9月上旬に、応募のあった方全員に当せん(非当せん)通知書を郵送します。

○当せん通知書が届いた方は、9月18日(金)までに永代使用料を納入してください。

○永代使用料の納入を確認後、10月上旬に合葬墓使用許可証を郵送します。

○焼骨を骨箱などから取り出し、他の焼骨と一緒に直接埋蔵します。

○秋田市では供養は行いません。

○故人の名前や戒名などを刻む墓誌はありません。



申請要件

要 件

【埋蔵申請】 お墓がなく、焼骨を自宅に保管又は寺院などに預けている方
(募集体数：20体)

① 秋田市に住所又は本籍がある方

② 秋田市に住所かつ本籍はないが、死亡時に秋田市に住所又は本籍があった故人の
焼骨を埋蔵しようとする方

【改葬申請】 管理手数料の滞納がなく、秋田市の市営墓地から改葬しようとする方
(募集体数：30体)

※現在、使用している市営墓地を返還することとし、合葬墓使用許可証交付日から6か月以内に返還手続をしていただく必要があります。

- ◇ 生前申請（自身が亡くなった後の焼骨の埋蔵）および、秋田市の市営墓地以外（寺院墓地・部落墓地など）からの改葬申請については、対象としておりません。
- ◇ 平和公園合葬墓に申請する方は、北部墓地合葬墓に申請することができません。

申請書および添付書類

申請書	添付書類
【埋蔵申請】	
合葬墓使用許可申請書 (様式第 1 - 1 号)	申請者の本籍が記載された住民票(概ね提出日前 1 か月以内に発行されたもの)
	死体(胎)埋葬・火葬許可証(内容確認後、返却します)
	遺骨保管証明書(焼骨を寺院などに預けている方)
	お墓がないことの申告書
合葬墓使用許可申請書 (様式第 1 - 1 号)	申請者の本籍が記載された住民票(概ね提出日前 1 か月以内に発行されたもの)
	死体(胎)埋葬・火葬許可証(内容確認後、返却します) ※火葬許可証で故人の住所又は本籍が秋田市と確認できない場合は、別途住民票や戸籍個人事項証明書などを提出してもらうことがあります。
	遺骨保管証明書(焼骨を寺院などに預けている方)
	お墓がないことの申告書
【改葬申請】	
合葬墓使用許可申請書 (様式第 1 - 2 号)	墓地使用許可証(内容確認後、返却します)
	市営墓地からの改葬に関する確約書

抽せんにより非当せんとなった方に対しては、提出された住民票などの添付書類を非当せん通知書に同封し、返却します。

申請

以下のいずれかの方法で申請してください。

窓口での申請

- | | | | |
|-------|------------------------------------|----|----------|
| 1 期 間 | 令和8年8月10日（月）～8月24日（月）（土、日および祝日を除く） | | |
| 2 時 間 | 午前8時30分～午後5時15分（駅東サービスセンターは午前9時から） | | |
| 3 窓 口 | 生活総務課（本庁舎1階） | 電話 | 888-5624 |
| | 北部市民サービスセンター | | |
| | 市民生活担当 | 電話 | 893-5983 |
| | 西部市民サービスセンター | | |
| | 戸籍・住民票担当 | 電話 | 826-9005 |
| | 南部市民サービスセンター（別館を除く） | | |
| | 市民担当 | 電話 | 838-1215 |
| | 駅東サービスセンター（アルヴェ） | 電話 | 887-5320 |
| | 河辺市民サービスセンター | | |
| | 産業・建設・地域支援担当 | 電話 | 882-5161 |
| | 雄和市民サービスセンター | | |
| | 市民生活担当 | 電話 | 886-5525 |

郵送による申請

申請区分に応じた申請書および添付書類を以下に郵送してください（8月24日（月）必着）。

【郵送先】〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部 生活総務課 墓地・斎場整備担当 行

電子申請

申請期間：8月10日（月）午前8時30分～8月24日（月）午後5時15分

【申請サイト】秋田市ホームページ（<https://www.city.akita.lg.jp>）
※サイト内検索に、「1052632」と入力してください。

合葬墓受理票兼公開抽せん通知書

- 申請を受付した後、申請書ごとの受理番号を記載した「合葬墓受理票兼公開抽せん通知書」を交付します。郵送又は電子申請で申請された方へは、郵送又はメールで送付します。
- 「埋蔵又は改葬する焼骨が複数体ある」、「埋蔵申請と一緒に改葬申請をする」ために一緒に抽せん（当せん後の使用許可）を希望する方は、「同一の受理番号とする旨の申出書」を申請時に提出してください。

公開抽せん

- 応募体数が募集体数を超えない場合は、応募者を当せん者とし、秋田市ホームページにより公開抽せんを行わない旨をお知らせします。
 - 応募体数が募集体数を超えた時には公開抽せんを行い、当せん者を決定します。
- 1 抽せん日時 令和8年8月28日（金）午前10時（午前9時30分から受付）
 - 2 会場 秋田市役所 正庁（5階）
 - 3 抽せん方法 コンピュータソフトを用いた方法により、合葬墓受理票兼公開抽せん通知書に記載の受理番号に対して乱数を発生させて行います。
 - 4 入場・見学 「合葬墓受理票兼公開抽せん通知書」を持参し、自由に入場・見学していただくことができますが、参加の有無により当せん者の決定に影響を及ぼすことはありません。

当せん（非当せん）通知書

9月上旬に、応募のあった方全員に当せん（非当せん）通知書を郵送します。

永代使用料の納入

当せん通知書に永代使用料の納入通知書を同封しますので、秋田市指定金融機関などにおいて、9月18日（金）までに納入してください。

合葬墓使用許可証の交付

永代使用料の納入を確認後、10月上旬に合葬墓使用許可証を郵送します。

埋蔵

埋蔵する際は、生活総務課へ電話で埋蔵日時の仮予約をした後、埋蔵・改葬届兼納骨予約書を提出してください。埋蔵・改葬届兼納骨予約書は、合葬墓使用許可証に同封します。以下の点に留意してください。

- 1 合葬墓に焼骨を埋蔵することができるのは、年末年始、お彼岸（春・秋）およびお盆期間中を除いた日の午前10時、午前11時、午後1時および午後2時です。

※天候などにより埋蔵に支障をきたす場合は、ご希望の日程に埋蔵できない場合があります。

- 2 埋蔵日当日は、現地に合葬墓使用許可証と焼骨を持参してください。

なお、使用許可を受けた対象者以外の焼骨は埋蔵できません。

また、本市で線香皿を用意しますが、ろうそく立てなどについては必要に応じてご準備ください。

- 3 本市職員が立ち会いの上で、焼骨を骨箱などから取り出し、他の方々の焼骨と一緒に直接埋蔵します。

埋蔵後、合葬墓使用許可証と焼骨が入っていた骨箱などはその場で返却します。

- 4 秋田市では供養は行いません。

また、故人の名前や戒名などを刻む墓誌はありません。

※合葬墓に埋蔵した焼骨を改葬・分骨・返還することはできません。

墓参にあたっての注意点

- 1 墓参は、献花台前にてお願いします。お花以外の供物などは、必ずお持ち帰りください。ろうそく立てや線香立てがありませんので、必要に応じて持参してください。
- 2 合葬墓は、多数の焼骨が埋蔵されている施設です。長時間の占有は避け、譲り合いの上、墓参してください。
- 3 路上駐車は、事故や渋滞にもつながりますので、所定の駐車場を利用してください。
- 4 お彼岸やお盆時は、墓参のための車両で大変混雑します（特に午前9時頃～午後1時頃）。駐車スペースが限られていますので、墓参日や混み合う時間帯を避けるなどのご協力をお願いします。
- 5 墓地内の除雪は原則行いませんので、ご了承ください。また、給水場については、冬期間（12月上旬～3月上旬）は使用できません。

【問い合わせ先】秋田市 市民生活部 生活総務課

018-888-5624（平日8：30～17：15）